

観光庁長官

村田 茂樹 様

住宅宿泊事業の適正化に関する要望

「住宅宿泊事業法（以下、「法」という。）」は、住宅宿泊事業を営む者の業務の適正な運営を確保しつつ、宿泊需要に的確に対応し、国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することを目的として制定され、平成 30 年 6 月に施行されました。

近年のインバウンドの増加等に伴い、特別区では届出住宅数が急増しており、令和 8 年 3 月 13 日現在 16,243 件と、全国（39,575 件）の 4 割以上を占めています。

特別区では、宿泊者による騒音、隣家への誤訪問、ごみの不適正排出など、周辺住民の生活環境への悪影響が顕在化しているほか、事業者による住宅宿泊事業への転用を目的とした物件の買占めにより、居住者が退去を余儀なくされる事案も生じています。さらに、事業者と連絡がつかず必要な指導が行えない事例や、届出事項に変更があっても必要な手続が行われない事例のほか、無届による営業も後を絶たない状況にあります。

今後、住民生活との調和と宿泊需要への対応を両立させていくためには、地域の実情に応じた規制手法を拡充するとともに、実効性のある対策を講ずることが不可欠です。

については、国の責任において早急に住宅宿泊事業制度を見直し、法改正を含め

必要な措置を講ずるよう、下記事項について要望します。

記

- 1 法第 18 条に基づく条例による住宅宿泊事業の実施制限については、区域と期間以外の事項についても、自治体が地域の実情に応じて柔軟に定めることができる規定を明文化すること。
- 2 住宅宿泊事業の届出制度について、更新制を伴う許可制度に改めること。また、住宅宿泊事業者は、国内に住所を有する者に限定すること。
- 3 住宅宿泊管理業者の登録要件を再度厳格化し、適正な管理を行うよう指導監督を徹底するとともに、管理業務の再委託を禁止すること。
- 4 住宅宿泊仲介業者への指導監督を徹底するとともに、違法物件を掲載した住宅宿泊仲介業者に対しては法に基づく行政処分を厳格に適用すること。
- 5 旅館業法第 7 条の 2 第 3 項の規定による業務停止命令を受けた者を、同法第 3 条第 2 項及び住宅宿泊事業法第 4 条の欠格事由に追加すること。また、住宅宿泊事業法第 16 条第 2 項の規定による廃止命令を受けた者を、旅館業法第 3 条第 2 項の欠格事由に追加すること。

令和 8 年 5 月 2 9 日

千代田区長	樋口 高顕	中央区長	山本 泰人
港区長	清家 愛	新宿区長	吉住 健一
文京区長	成澤 廣修	台東区長	服部 征夫
墨田区長	山本 亨	江東区長	大久保 朋果
品川区長	森澤 恭子	目黒区長	青木 英二

大田区長	鈴木	晶雅	渋谷区長	長谷部	健
中野区長	酒井	直人	豊島区長	高際	みゆき
北区長	山田	加奈子	荒川区長	滝口	学
板橋区長	坂本	健	練馬区長	吉田	健一
足立区長	近藤	やよい	葛飾区長	青木	克徳
江戸川区長	斉藤	猛			